

国立大学法人京都会計実施規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(領収証書の管理)</p> <p>第18条 領収証書は、事務本部における出納責任者が管理する。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>4 前3項にかかわらず、様式5-3から5-<u>6</u>に定める領収証書については、医学部附属病院における経理責任者が管理する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(中 略)</p> <p>様式5-1 } (略)</p> <p>様式5-2 } (略)</p> <p>様式5-3 } (略)</p> <p>様式5-4 } (略)</p> <p>様式5-<u>5</u> } (略)</p> <p>様式5-<u>6</u> } (略)</p> <p>様式5-<u>7</u> } (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(領収証書の管理)</p> <p>第18条 領収証書は、事務本部における出納責任者が管理する。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 前3項にかかわらず、様式5-3から5-<u>5</u>に定める領収証書については、医学部附属病院における経理責任者が管理する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成25年2月25日から施行する。</p> <p>様式5-1 } (同 左)</p> <p>様式5-2 } (同 左)</p> <p>様式5-3 } (同 左)</p> <p>様式5-<u>4</u> } (別 添)</p> <p>様式5-<u>5</u> } (別 添)</p> <p>様式5-<u>6</u> } (別 添)</p>

外来入院 諸料金領収証書

京都大学医学部附属病院
京都市左京区聖護院川原町54
電話 (075) 751-3111

下記の金額を領収しました。
領収年月日

No. 診療番号 負担率 割 病棟名

診療科名 患者氏名 様

診療日 年 月 日 ~ 年 月 日 入院・外来 日分

領収印無きものは無効です。

保険給付

区分	初診料 再診料	入院料	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬	注射
保険点数	点	点	点	点	点	点	点	点
区分	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療	病理診断	歯冠修復及び 欠損補綴
保険点数	点	点	点	点	点	点	点	点
区分	歯科矯正		包括評価診療科 (当月診療分)	包括評価診療科 (差額調整分)	保険給付 保険点数	小計 (包括評価診療分含む) 自己負担額 保険等負担額		一部負担金
保険点数	点	点	点	点	点 ^①	円 ^②	円 ^③	円

保険給付外

区分	先進医療	分娩料等	特別 使用料	文書料	初診時 負担金	病衣 貸与料	妊婦 検診料	その他	小計
金額	円	円	円	円	円	円	円	円 ^④	円

保険給付 (食事療養費)	
自己負担額	保険負担額
⑤ 円	⑥ 円

区分	保険給付	保険給付 (食事)	保険給付外	合計
総医療費	①+② 円	⑤+⑥ 円	④ 円	①+②+④+⑤+⑥ 円
患者負担額	①+③ 円	⑤ 円	④ 円	①+③+④+⑤ 円

- 領収書は高額療養費、確定申告や各種証明等に必要ですから大切に保管してください。再発行はできません。
- 自由診療、保険給付外料金 (先進医療、助産を除く) には消費税が加算されます。
- 自己 (患者) 負担額、一部負担金は原則 10円単位です。(10円未満は四捨五入)
- お支払い後、やむを得ず料金の追加が生じることがあります。その際にはご連絡いたしますので、お支払いくださるようお願いいたします。
- ご不明な点がありましたら、会計窓口にお問合せください。

診療費請求書兼領収書

No.

診療日 平成 年 月 日

発行日 平成 年 月 日

氏名 様
患者番号 年 月 日生

保険種類
負担割合 割

	保 険 適 用	保 険 適 用 外
初・再診料	点	円
医学管理料	点	円
在宅医療	点	円
投薬	点	円
注射	点	円
処置	点	円
手術	点	円
麻酔	点	円
検査	点	円
画像診断	点	円
リハビリテーション	点	円
精神科専門療法	点	円
放射線治療	点	円
病理診断	点	円
入院料等	点	円
	点	円
合計点数	点	

文書料	円
容器料	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
その他	円
自費計	円
消費税(再掲)	円

保険分負担金額	円
---------	---

公費一部負担金	円
調整金	円

保険適用外金額	円
消費税(再掲)	円

今回請求額	円
消費税(再掲)	円
前回請求額	円
合計請求額	円
今回入金額	円

※領収書は再発行いたしかねますので、大切に保管して下さい。
 ※領収印なき領収書は無効です。
 京都市左京区吉田本町
 京都大学保健診療所
 電話 075-753-2404

領収印

領収証書

平成 年度 No.	
診療番号 患者氏名 領収金額 円	発生年度 債権番号 平成 年度 診療科 科 入院 外来 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 分診療費 入金区分 一部入金 平成 年 月 日 領収しました。 国立大学法人 京都大学医学部附属病院 (出納担当者)
元	円
今回を含む納入済額	円
残	円

(印)

領収証書番号

部 局 名

寄附金領収証書

(寄附者)

様

寄附金額

上記のとおり寄附金を領収いたしました。

平成 年 月 日

京都市左京区吉田本町36番地1

国立大学法人京都大学 印

印紙税法
第5条により
非課税

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号）に該当するものであり、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。

また、上記の金額を地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2、第314条の7及び附則第5条の5の規定により寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市区町村へ申告することにより、翌年度分の住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

なお、上記の措置を受けるために、この領収証書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。

- (注) 1. 所得税の寄附金控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に、この領収証書を添付し、所轄の税務署へ提出してください。（この確定申告で、住民税の寄附金税額控除の適用のための申告も同時に行うことができます。お住まいの市区町村への申告は不要です。）
2. 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、所定の寄附金税額控除申告書に必要事項を記載の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。